

プレート誤使用(券面記載の車両以外の使用)



1.発生日時 2022年 3月 7日 16時20分ごろ判明

2.発生場所 ■■■管内 恵那IC～駒ヶ根IC間

3.発生状況 伐採処理作業のために、業務用プレート(以下、業務用P)を持出す際、車両番号と業務用P記載の車両番号を確認せずに使用し、本来使用すべき業務用プレートを使用しなかったもの。

事業所に戻ったあと、車両日報の走行距離が合わないことから誤使用に気付いた。

4.貸出時の現状ルール

- ・下請負人は、通勤用の鍵と引き換えに鍵(ピンク色タブ付き)と業務用Pが入っている車両鞆を貸し出す。
【鍵の差別化】

《仮に使用する車両と異なる車両鞆を持ち出したとしても、車両自体を開錠することが出来ない物理的対策をしている。》

- ・「プレート貸出簿」に記入し、メンテ社員又は各職長が預かる車両キーと持出す業務用プレート番号・車両キーを確認する。
- ・ETC車載器の差込口付近に確認番号を添付し使用前の確認を促す啓示をしてあるので、
車両の番号とカード番号を照合する。
- ・返納時にもメンテ社員による業務用プレート・車両鞆・使用車両鍵の確認

プレート誤使用(券面記載の車両以外の使用)

5. 当時の業務用プレート持出し前～返納までの経緯と原因

- ①持出し前 メンテ事業所近傍の駐車場が混み合うため車両の移動が可能なように車に鍵を付けた状態でメンテ事業所に業務用プレートを取りに行った。
- ②持出し時 当事者は、車両鞆を保管ロッカーから持ち出す際、車両番号と業務用プレートの確認を怠り、自身が使用する車両鞆と思い込んで持ち出した。
また、メンテ社員(又は職長)の確認が出来ていなかった。
- ③使用時 ETC車載器の差込口付近に確認番号を添付し使用前の確認を促す啓示をしてあるが、車両の番号もカード番号も照合する事も怠って使用した。
- ④返納時 車両の使用後、当事者は業務用プレートを車両鞆保管ロッカーへ返納する際、車両日報の記載時に誤使用に気付いた。

(メンテ社員による業務用プレート・車両鞆・使用車両鍵の確認する前に協力会社が誤使用を発見。)

プレート誤使用（券面記載の車両以外の使用）

6. 再発防止

【使用時】

- ・ ETC車載器番号と業務用プレート番号が一致していることを必ず確認してから車載器にカードを挿入する。



- ・ 番号の確認がしやすいようにプレートの表裏に番号を表示
【新たな対策】
(裏返しで挿入する車載器があるため)



ここにも
番号を
表示する

【返納時】

- ・ メンテ社員による業務用プレート・車両鞆・使用車両鍵の確認